





臨時委員を軽視したわけでは決してございません。

○中田吉雄君 私は、やはりそういう趣旨もわからぬことはありませんが、委員と臨時委員と分かれりよりか、やはりたゞいま言われたように、石炭なり石油なり原子力なりに深い識見なり知識を持つといふのはむしろ専門委員というほうが私はいいんじやないかと思うのですがね。

まあそれは別にしまして、どうも委員の数が私は少なきに失しやせぬかと思うのですが、櫻内通産大臣にお尋ねしますが、この委員には国会議員はなつてはならぬということは書いてないのですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 前回藤田委員にもお答えをいたしましたのでございますが、昭和三十四年の一月二十二日の行政審議会の行政制度の改革に関する答申におきまして、行政上の諮問機関たる審議会の委員に国会議員を充てるべきでない旨の答申があるのござります。さようなわけでござりますので、この本法自体からいたしまして、御質問のとおりに委員に任命することが不可能ではないとは思いますが、ただいま申し上げました答申を尊重して委員を任命してまいりたいと、かよう存する次第でございます。

○向井長年君 委員の任命の問題は別として、この総合エネルギー調査会が発足して通産大臣から諮問をする、この諮問のあり方ですが、これは総合エネルギーですね、今後わが国の総合エネルギー対策行政はどうしたらいいか、こういふかつての諮問のしかたもありましようし、あるいは具体的には先般の石炭のような状態を電力とのかみ合わせ、あるいはその他石油とのかみ合わせなどあると思うんですよ。この諮問のしかたは、大臣どういう考え方を持つておられるのか。すべて総

合エネルギーという立場から、具体的に調査会で

一つの結論を出してくれ、わが国の総合エネルギーはどもしたらいか、これを五ヵ年計画なり十ヵ年計画で出してくれ、こういう諮問のしかたをするのか。あるいは現在通産省が各部門の行政を行なうなり、あるいは一つの計画を持つておる

ところです。あるいは、そういうものを一つのテーマとして、その路線をどう打開するか、こういふかつて諮問をしようとするのか、ちょっとと諮問のしかたについて具体的に私はお聞きしたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 第二条に、エネルギー調査会の重要事項の調査、審議を一應意義づけております。「安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策」、したがつて、ただいまお尋ねにもなられましたことが主なることでござりますが、しかし個々のエネルギー資源の位置づけなどについて、あるいは特殊の問題について諮問をする場合も当然考えられると思います。

○向井長年君 具体的に申し上げますと、まず電力の場合あるいは原子力の場合、一応原子力の場合においては五ヵ年計画で、あるいは十ヵ年計画でこれだけ開発するんだ、そういう一つの方向性を通産省は示しておると思うんですよ。それがすべて民間に依存した形でやられていると思う。しかし、それに伴う具体的ないろいろな措置といふものもまだ不十分である。そういう中でいわゆる一般火力なり水力の開発、こういふ問題等が、これはやはり一つの電力部会なら電力部会に出てくると思うんですよ。公益事業局でそういう計画をやると思うんです。石炭局には石炭局であるわけですよ。そうすると、通産省は一つの計画でまとめてきておる。そういう中で総合的に調査会をつくって、いろいろ調査をし、今後のいわゆる方向性を打ち立てるにしても、この点の諮問のしかたがあると思う。白紙で諮問するというなら白紙でいいし、そろじやなくて一つのテーマを考えて、こういう問題をやる、こういう問題の路線

いう諮問のしかたが当然私はこれが正しく出てくるんじゃないのか、そういうことをやられるかどうか

かということなんですがね。

○政府委員(熊谷典文君) 具体的問題でござりますので、私からお答えさせていただきますが、私が

どもが考へております方向は、やはりこういう調査会をつくるに至りました理由も、やはりエネルギーについてはもう少し個々の問題をこなすにしだらめに総合的に考へなければいかぬという点に問題点があります。したがいまして、第一義的には、やはりこの調査会におきましては、総合的な長期的な勉強を至急お願い申し上げたい、か

ようにしておるわけでございます。しかし、もちろんこれには相当の日時がかかると思ひます。御指摘のように、その間に行政としては早急に解決しなければならぬ問題も、電力、石炭の問題であるは御承知のように関税につきましても二年間の暫定関税でござります。そのあと始末をどうするのか、新しい関税としてはどうするのかといふような問題が途中の段階において御指摘のようになります。その場合におきましては、新しい関税として御指摘のようになります。その場合におきましては、相当地理的に結論は出ない、かように考へております。したがいまして、御指摘のとおりだと思

います。先般もお答え申し上げましたが、年に四、五回と申し上げました意味は、総合的なものが四五回という意味でございまして、御指摘のよう

専門的なことを調査審議する部会なりあるいは分科会というようなものにつきましては、相当ひんぱんに私は開いていかないと、なかなか短時間の

間に結論は出ない、かように考へております。したがいまして、その部会なり専門委員会は常時開いてまいりたいと思います。そうしますと、これまた御指摘のようにそう手間ひまのある人がある

かという問題があろうかと思ひます。おつしやる

とおりでございますが、御承知のように、最近民間におきましても、やはり諸外国と同じように日本においてもやはり総合的な観点からエネルギー問題を堀り下げるといふ、日本の経済は将来困る

いう認識が非常に強まっております。それを受けまして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

う答弁がなされておりましたのですが、そういう形ではやはり相当専門的にこれは取り組まなければ、ただ月に一回はあるいは年に何回か、そういう

うエネルギーの調査会を持って検討したところで出ないと思うのですよ。だからそういう問題については、まず第一に、やはり重要な課題として相

当真剣に取り上げなければならぬ問題と同時に、それに当たる委員は、これは確かに学識経験者のりっぱな方だと、こう言われておりますけれども、

りっぱな人であればあるほど時間的に制約を受け、なかなか真剣にそれのみにある程度取り組んでおられた方がいいのか、この点ひとつお答えいただきたいのです。

○政府委員(熊谷典文君) 御指摘のとおりだと思

います。先般もお答え申し上げましたが、年に四、五回と申し上げました意味は、総合的なものが四五回という意味でございまして、御指摘のよう

専門的なことを調査審議する部会なりあるいは分科会というようなものにつきましては、相当ひんぱんに私は開いていかないと、なかなか短時間の

間に結論は出ない、かように考へております。したがいまして、その部会なり専門委員会は常時開いてまいりたいと思います。そうしますと、これまた御指摘のようにそう手間ひまのある人がある

かという問題があろうかと思ひます。おつしやる

とおりでございますが、御承知のように、最近民間におきましても、やはり諸外国と同じように日本においてもやはり総合的な観点からエネルギー問題を堀り下げるといふ、日本の経済は将来困る

いう認識が非常に強まっております。それを受けまして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

点から自分たちも研究もしようじやないかといふ機運が出ております。各委員はおそらくつばな

まとして、民間におきましても寄り寄り総合的な観

たい、かように考えておる次第でござります。  
○中田吉雄君 櫻内通産大臣が、行政調査会ですか、答申に基づいて国会議員はこういふものにならぬがいいというのですがたとえはあるとでも質問しようと思つてゐるのですが、世界的に有名なドイツのケルンにありますケルン大学エーネルギー経済研究所なんには委員会といふもののがあって、最高の運営をする委員会がやつてゐるのですが、そういうのに経済学者であるとともにドイツ連邦議会の議員を兼ねた政治家であるフリーデンスブルグ・バーデというよろんな人もなつていてますし、たとえば米露審議会、今度も任期がきて衆参両院の国会で議決したりしてますし、党に拘束され必要以上に政争の場となるといふ欠点もあるわけですが、やはりこの法のたてまえからすれば入れぬこともないのですが、やはり入らぬほうがいいという考え方ですか。あらためてその点をお伺いします。

○国務大臣(櫻内吉雄君) 先ほども申し上げましたように、法律のたてまえからすれば、国会議員を委員に任命できないということはない。しかし、ただいま中田委員も言われますとおりに、この行政審議会の答申といふものは、やはり尊重すべき政府の立場にあらうかと思うのであります。そこで私どもとしていま現在どうするかと聞かれれば、私どもとしては国会議員はこの答申を尊重して選ばない考え方なんである。こう申し上げておるわけであります。しかし、お詫のような特殊の特に事情でも起きて、それじゃそういう人を入れることができるのかといふところまで問い合わせられれば、もしほんとうに本当に必要があつて任命すべきだということが、この国会でもきゅう然として世論として起きてきておる、それをも拒否するというそういう頑迷なる考え方を持ておりますけれども、ただいまお尋ねがあれば、この答申を尊重して国会議員は考えておらない、かように申し上げておるわけであります。

○中田吉雄君 向井委員の質問と関連するのです  
が、すべての政策はそぞらくちやならぬと思ふ

のですが、わけてもエネルギーについては、総合的な広い視野に立った各エネルギーの位置づけをやつしていくことが必要だと思うのですが、これは具体的な献策を、政府にこういうふうにしたほうがいいという献策をするのでしょうか。あるいはいろいろな可能性を打ち出して、そうしてそれを政府なり国会なりがその中から政策を取り上げるといふような形になるのでしょうか。こういうふうにすればこうだし、こういうふうにすればこうだ、あらゆる可能性を打ち出して、その中から政府と議会に問題の取り上げを許す、まかせるといふようなことにしていくのか。実際石炭についてはこうだ、原子力についてはこうだといふような具体的な献策といいますか、勧告といいますか、そういうふうな形になるのですか、どうでしょうか。

○國務大臣（櫻内義雄君） 法文の解釈でございまので、私の答えに補足をさせる考え方で一応お答えいたしますが、第二条の場合、諮問に応じて委員会のほうからいろいろお答えをいたなくといふのは、まず第一に当然のことだと思います。ただ、調査会は、前項に規定する重要事項に関して、必要があると認めるときは、通商産業大臣に意見を述べることができる。」と、こういうような表現をしておりますので、調査会のほうから、特にこういう点についてはいまの第二条の規定された範囲内の問題でありますれば、積極的な発言の余地といふものは私はあるかと思いますが、なお政府委員のほうから補足して説明させます。

○中田吉蔵君 第三条の一項と二項から言えば、諮問に応じて具体的な献策もし、同時にいろいろギーに対する緻密な計算に基づく何をやるには、かなりかかると思うのですが、また一面私は選延な可能性といいますか、そういう意見も述べることができますと、こういうふうに理解していいですか。

それからこの調査会の委員の任期は二年となつているのですが、なかなか総合的な各種エネルギーに対する計算に基づく何をやるには、

○政府委員(熊谷典文君) 御指摘のように、四十年度の予算編成等を見ますと、八月終わりころまでにつくらなければなりませんので、この総合エネルギー調査会の結論を待つてというわけにはいかないかと思います。しかし、他面これが非常に時間がかかりますと、やはり行政に反映はできかないという面もございますので、私どものいまの目途といたしましては、来年のいまごろ、四十年度の予算に間に合うようにひとつ御審議を願いたい、こういう気持ちであります。もちろんこの問題は、非常にある面では長期的な検討を要する問題もあるうかと思います。一年くらいで結論は出ない問題があろうかと思いますが、ともかく中間的な形でもけつこうだから、来年のいまごろまでは、さらに長期的な観点から検討を続けてまいりたいと、かような心組みで現在は考えております。

○中田吉雄君 この第八条に、「(省令への委任)」、調査会に肉に必要な事項は、通産省令で定めることになりますが、大体の腹案はできているのですか。

○政府委員(熊谷典文君) これは審議会を発足させまして、いろいろ議事運営等の問題につきまして、当初はおそらくお詫し合いで運営してまいりますということにならうかと思いますが、これをやり成文化したほうがいいというような問題が出来ました場合は、そのつどこの規定によつて成文化します。そういう意味合いでおきましては、各省と緊密な連絡をとらなくてはならない、かように考えておりますので、この規定によりまして幹事会問題は、それぞれの省に関係があるわけでござります。そういう意味合いでおきましては、各省と

○中田吉雄君 このエネルギーにつきましては、産業構造調査会の総合エネルギー部会の報告書が昭和三十八年十二月に出ていますし、経済審議会企画部会エネルギー小分科会では、今後のエネルギー政策というのもありますし、三十九年の八月二十五日に通産大臣の櫻内さんに出しました海外エネルギー事情調査団のいわゆる有沢調査団の報告書が出て、かなり包括的な研究はなされていると思うのですが、ここで私は重要なことをいろいろお尋ねしようと思うのですが、特に有沢調査団が海外に参られまして痛感したことは、もうエネルギー政策については中途半端な政策はだめだ面においても、開発努力の点においても、中途半端なやり方では成功は期しがたいという教訓をえた。」といふようなことがあるわけですが、これは今回の経験から石油、天然ガスの国内や海外での開発は極めて望ましいところであるが、資金面においても、開発努力の点においても、中途半端なやり方では成功は期しがたいという教訓をえた。」といふようなことがあるわけですが、これからいろいろ具体的なテーマについて質問したいと思うのですが、この三つのものを私たんねんに読んでみたのですが、報告から、もうすでに政策のあるものは私出していると思うのですが、四十年度の予算等を見ますと、あまり見るべきものがないので、この計画なり調査なりが調査や勧告倒れになつてゐるのじやないかと思うのですが、たとえば、鉱山局長等にお伺いしたいのですが、この総合エネルギー部会の報告書、今後のエネルギー計画等を見ますと、かなりわれわれがこれまで主張してきたよらなことが体系的に取り上げられていると思うのですが、そういうことについて鉱山局長の所見をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(大慈彌嘉久君) ただいま御指摘いたしましたように、総合エネルギーに関する各種の報告の中には石油についての政策というが各般にわたつて指摘をされております。そのうちで昨年の八月の海外エネルギー事情調査団の中間報告

告でございますが、これも先ほど先生が御指摘いただきましたように、「エネルギー政策の基本の方針はなによりも低廉性と安全供給を中核としてナショナル・インテレストを守るにある。」そういうことで、従来の基本的な方策としては誤つてはなかつたと考える。しかし個々の政策の実行については、十分効果的な手段がとられなかつたらうまいがあるということを言つております。で、考えられる手段といいますのは、従来からも種々検討されておりますが、今後それを最も実効のあるようにな實現化するといいますか、実施することが大切ではないだらかというふうに考えます。

○中田吉雄君 この三冊を読んでみますと、たいへん恐縮ですが、総合エネルギー政策は不存在で、あつたといふことが書いてあるわけですね。総合エネルギー政策は不在だ。なかなか手続きしい批判があることをお忘れなく、ひとつやつてもいいたいと思うのですが、総合エネルギー政策は不存在で、こういうことが書いてあるのですが、実際この調査会でまず取り上げねばならぬ具体的な問題についていろいろな角度からまず質問したいと思うのですが、いただきました資料によつて、石油、石炭、電力、原子力といふようなものが、これからどういうふうな割合を占め、今後どういうふうな推移でいくかといふようなことがまず私は重要な問題になると思うんです。ケルンのエネルギー経済研究所等におきまして、最も重要なものは、各種エネルギーがどういう比率で、どういう割合でドイツ経済の長い展望の中で位置を占めるかといふような予測といいますか、分析が一番重要な問題になつてゐるんですが、そういうことについて、いただきました資料にはあるんですが、これは過去の実績はわかるんですが、こういう伸び率ですね、昭和三十八年、四十三年、五十年、六十年といふような何は、どういう統計学的な計算に基づいてこれを出されたものか、こういふことをついてまずお伺いしたいと思うわけであります。

広い、関係するところが多い物資でござりますので、特に将来の需給の見通しにつきましては、各

うふうに思つたのですが、そういうことはなかつたのでしょうか。

からの輸入に依存しておるというのがイタリアの現状でございます。

広い、関係するところが多い物資でございますので、特に将来の需給の見通しにつきましては、各國とも非常にむずかしいいろいろな方法をとつておるわけであります。わが國におきましては、大体ます各エネルギーを使用します需要部門の需要想定を最初に行ないます。この行なう方法といつしましては、大まかに言ひますと、二つの方法をとつておる次第でござります。一つは、G.N.P.との相関その他マクロ的な指標に基づきまして将来を推定するというのが一つの方法でございます。もう一つは、鉄鋼とか化学肥料等々各関係物資の将来の需要を別途種々の方法によりまして算定し、それに所要原単位をかけまして、それの積み上げにより全体のエネルギーの需要を想定する。その需要が想定されました既におきまして、しかばん各エネルギー部門でそれぞれ種別ごとにどういふ供給をしたらいいかということをまた別途計算いたします。その場合非常に問題になりますのは、端的に申し上げますと、石炭をどのくらいの数量にするか。その場合、石油と石炭との関係をどう調整するかというような政策問題も当然配慮せざるを得ないことになるわけでございますけれども、現在の日本の昭和五十年、六十年等を、これはまあ試算でござりますけれども、想定しております作業におきましては、先般たしか三十七年だと思っていますけれども、閣議決定になりました石炭五千万五百ガトン、生産ベースで五千五百ガトンといふベースを一応横ばいということで、それをまずとらえまして、残余のエネルギー源の供給をはじめておるというかたちをとつております。その他各国におきましては、ニュアンスは非常に違いますが、いつでしたか、たしかこの文献を見ると、大それれども、大体におきてまず需要を何らかのかつこうでつかみまして、それに政策の配慮を入れて供給構造を描くという方法をとつておることについては同断でございます。

からのお輸入に依存しておるというのがイタリアの現状でございます。

○中田吉雄君 イギリスも、まあ石炭を消費する量そのものは減らぬですが、パーセントはかなり減つてきているのですが、それでも日本なんかよりも減り方が非常に少ないのでですが、こういう点についてははどうなんでしょう。

○政府委員(宮本博君) イギリスは日本と違いますして、やはり石炭の大体将来温存すべき数量二億トンというふうにたしか維持しております。日本と違いまして、たとえば火力発電所も重油発電所というのはほとんどございません。石炭に依存をしておるということをございまして、まあそこの辺にエネルギー政策というものがはつきりしておるという点は言えるのじやないか。ただ、現在実はイギリス、ドイツを除きまして、ヨーロッパ諸国のお悩みはやはり石炭産業が相当苦しくなってきて、米炭の輸入をどうやって防ぐかということが非常に共通した悩みでございます。たとえば関税を設けるとか、そういうようなことをいろいろECC並びにイギリスで一緒になつて研究しておるというのが現在の段階でございます。

○中田吉雄君 西ドイツなんですが、西ドイツはルールの炭鉱と製鉄業とが結びついているというような特殊性もあると思うのですが、かなり高い割合で石炭産業が高いペーセントを占めるようになつたいたい資料ではなつておるのですが、この製鉄業と結びついているというような関連だけでしょうか。やはり国内資源難護といふような政策との関連でしようか。まあこういう問題は今後のエネルギー調査会でやるべき問題だと思うのですが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(宮本博君) 御指摘のように、ドイツの場合はルール炭田は工業地帯があるという問題と、製鉄業、あるいは御承知のようにドイツの場合は電力会社がみんな民営でございますが、電力会社が石炭をやつしているところもありますし、そらいうようなことで、日本の場合に需要地がまん中で両端に産炭地があるというのと根本的に違う

——というような諸条件と、それからこれは私専門家も日本よりもいいのじやないかといふようなことで、ドイツの石炭はわりあいに有利じやないか。昨年参りましても、ドイツは米炭の攻勢に対しても日本よりもいいませんが、ドイツの炭層の条件その他いろいろな要素がないかといふように考えております。詳しいことは石炭局長あるいはその他からお答えをさせますが、そういうことじやないかと思います。

○中田吉雄君　わが國における一次エネルギー構成比の中で、水力発電が非常に急速に減つてくるのですが、もう大体発電コストの安いところは開発し尽くしてしまった、こういうことになるのでしょうか。私はやはり海外に原料を求めるもののとして水力発電はかなり重要視すべきだと思うのですが、一体いまどろきの発電コスト、火力との比較、一番安い水力の発電コストはどうくらいで、最近のものはどうなっているか。あるいは火力発電の発電単価といふようなものについて御教示を願いたい。

○政府委員(宮本権君)　水力が確かに最近減つてきていることは御指摘のとおりでござります。ただ、現在申し上げますと、日本の場合には、すでに開発されました水力資源は一千二百万キロワット程度だと思います。ただ、将来さらにこれがどうなるかということをございますが、現在御承知のように包蔵水力調査というのをすと昔からやっておりまして、まだ大体日本に四千万キロワット程度の包蔵水力があるのだが、現在まで開発されたのは先ほど申し上げた程度でございまして、少なくとも残りは二千万程度あるわけでござります。ただ問題は、いままでは経済的に成り立つところからだんだん開発してきただために、今後ままでいきますと、経済的に成り立つようない地点がだんだん減ってきております。たとえば

発電コストで申し上げましても、昔は三円そぞそ  
こ、あるいはそれを切ったものもありましたけれども、現在は大体六円とか七円とか非常に高くなつてきております。ただ、全体のエネルギー政策の立場からいいまして、水力といらのは一たんつくればあとは燃料費というものは要りませんし、また国内の石炭とともに最も有力な資源でござりますので、それをどうして開発していくかと申しますが、これが大きな問題でござります。  
しかも、御承知のように最近は火力発電、特に重油発電所がふえてまいりました。一つの発電所の容量が三十五万からいすれば将来五十万、六十万になろうと、いうときに、もし一発事故があつたときに、すぐこれに対応できる、つまりピークに対応できるのは水力しかありません。そういうふうなことから、多少高くともこれをやらなければならないということで、われわれのほうで現在水力を開発懇談会といふものを設けまして、いまいろいろ方策を検討中でございます。またわれわれがいたしましては、今後電力公社が水力をやる場合に、現在は石炭だけにしか開銀融資がついておりませんが、やはりもう一步進めて水力にもつけるべきだ、こう考えております。ただ問題は水力だけでやれる地点が少なくなりましたので、ほかのいろいろの水利事業とあわせて一本になるような地風ならばかななりあると思ひますので、そういった点も今後研究いたしまして、水力の火力に対する割合を一定限度に保つていただきたいとこう考えております。

しかも公益事業局が、必ずとは言いませんが、いろいろ電力会社のサイドに立たれてなかなか弱るのですが、そういう点について最近は問題はありませんか。

○政府委員(宮本惇君) 確かに御指摘のように、いわゆる県営の発電所から出ます電気は、当然公益事業法あるいは過去の公益事業令によりまして電力会社にしか売れないわけでござります。まあ府県のお立場から言いますと、そりやう面が確かに過去においてあつたと思います。ただ、やはりこれは売り手と買い手の問題でございまして、最近御承知のように水力の建設費が非常に上がつておる。先ほど申し上げましたように六円、七円となってきておるのを、そのまま全部買うといふことになりますと、電力会社の経理の面からいふと、できるだけ安く買いたいというので、結局売り手と買い手のいろいろな折衝になるわけでござります。最近私もそろいごとこたした例を二、三知つておりますが、公益事業局が何とかその間に入りまして、これはもちろん県営の売ります料金は許可制に引っかかつておりますので、間に立つてあっせんをしているつもりでござります。もし具体的にそういう事例がございましたら、またおつしやつていただきたいと思いますが、たゞこれだけかかったから全部くれといつても困るという点だけ申し上げておきます。

○中田吉雄君 まあひとつその点はなかなか買はず独占ですから、もう細包して、お前ところが買わなければよそに売るぞということは絶対に言えないと。実に売り手が弱いのです。そういう点をひとつ——おととし秋田なんかずいぶん弱っておつるようですが、ないよに御協力願いたいと思ひます。

そこで官房長にお尋ねしますが、私はやはり今一度通つてできますとすれば、総合エネルギー調査会における最初の大きな仕事は、総合エネルギーといふところが買わなければよそに売るぞということは絶対に言えない。実に売り手が弱いのです。そういう点をひとつ——おととし秋田なんかずいぶん弱っておつるよ

かと思うのですが、いま電子計算機等もあるのですし、そういう点でこれは部会とも関係するわけですが、たしかこの法案では部会をつくるようになっているんですが、こういう問題が第一に問題になると思ふんですが、その点の所見をまずお伺いしたい。

○政府委員(熊谷典文君) 御指摘のとおり、やはり基本方策を進めてまいります上におきまして、エネルギーの位置づけ、それの調整という問題がまず第一番に問題になるであらうと思います。

○中田吉雄君 たしか新聞で見たんですが、いろんな部会をつくるような構想が出ておったんですねが、そういうことについて、ひとつ試案がありますればお示しを願いたいと思います。

○政府委員(熊谷典文君) さしあたり部会といいましては、総合部会というのをつくりたいと想っています。それと同時に、たとえば石炭、石油等、重要なものにつきまして物資別の部会といいますか、そういうものをつくるまいりたい、かよろこびに考えております。おそらく物資別の部会は四つになろうかと思います。

○中田吉雄君 一月五日の日本経済新聞の切り抜きによりますと、政策小委員会、需給小委員会、ただいま申しました石油、石炭、電力などの小委員会を設けるように出ているんですが、大体そちらに構想ですか。

○政府委員(熊谷典文君) 政策小委員会と申しますが、総合と言つてもけつこうなんござりますが、大体いまおつしやつたような構想を持っております。

○中田吉雄君 鉱山局長にお尋ねしますが、昨年の石油の輸入量とその金額をお尋ねします。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 三十九年度は、通商実績でとりますと、石油は九千六百万キロリットルでございます。これは原油も製品も全部ひつくるのでござります。金額にいたしますと十億ドルでございます。

○中田吉雄君 いたしました資料によつても、ただいま鉱山局長の申された数字によつても、九

千六百万キロリットルも入る。十億ドルといえは、私の記憶に誤りがなければ、まあ食糧とえさに次ぐ最大の輸入物資だと思うわけであります。そういう点で、どのエネルギーが大事でないということはないと思うんですが、わけても、やはりこの各種エネルギーの需給の見通しとともに、石油にとってどういう政策をやるかということが一番大きな問題題の一つだと思いますが、第二番目にはそういうことがまず問題になると思うんですが、そこで鉱山局長としては、総合エネルギー調査会に対しても、石油についてはどういうことがテーマになると予想されますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 御承知のように、現在わが国においては石油の需要というものは飛躍的にふえていくわけでございますが、石油業界独自の問題についていろいろ解決を要する構造的な問題というのがあろうかと思います。これまでも産業構造審議会その他すでに検討は行なわれておりますが、この際、もう一度広い視野から根本的に検討したい、こういふうに考えます。具体的な問題は、日本を取り巻く世界の状況はどうか、石油についての環境条件ということをございます。が、そういう点をもう一度勉強することからスタートいたしまして、そういう中で、低廉かつ安定的な石油資源の確保という点がまず問題にならうかと思います。で具体的には、從来からも問題になつておりますが、原油供給源の分散化であるとか、あるいは海外開発と開発原油の引き取りの問題とか、一連の問題がござります。その他国内の石油業の体制問題といいますか、価格の体系がどうかとか、消費地精製主義の問題とか、いろいろあるらかと思いますので、国内の構造的な石油産業の問題というのを検討していくいただきたいとうふうに考えております。

○中田吉雄君 石油の問題について、たとえばS.Kや帝石のRP指数は一体どうなつておりますか。それから正常なRP指数はどの程度でしょうか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) RP指数としましては、六年度持続たいといふうに考えておりま

○中田吉雄君 実は、これはあとの質問とも関連するのですが、いま大慈彌局長の言われたようなのはちょっと表面上で、SKも帝石ももと悪いよう聞いています。しかし、三か四じゃないかといふことを聞いているのですが、その点はどうなります。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 最近は五・八年ぐらいいになつてゐると記憶しております。

○中田吉雄君 それは私の調査ではもつと危機線上有にあるのじやないかといふに思つてゐるわけであります。非常に石油の値段が、まあ安いほどのいのかもしませんが、そういうことから資産内容が悪くて探鉱活動ができないために非常に悪くなつて、帝石だけでなしに、國策会社であるSKについても、もう少し悪いのじやないかと思うのですが、やはり五・六年くらいありますか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) ここしばらく、あまり新しい有望なところが見つからないということは事実でございますが、したがつて生産量自体も三十九年から四十年度にかけては若干落ちております。しかし最近は帝石、SKともに若干好転の動きをとりますか、有望なところが見つかり出した。南阿賀とかその他におきまして多少有望な地点の発見ができるります。現在はRPがだんだん減つてくるといふ心配で盛んに探鉱等に力を入れておるわけでございますが、現状では先ほど申し上げました程度ではないかと考えております。

○中田吉雄君 私が実際に探鉱活動をやつてゐる諸君から聞くと、しかられるに悪いからかもしれませんのが、少しいい報告をしているんじゃないかなと思うのですよ。

私、次にお尋ねしたいことは、この鉱山局長からいただきました、主要国における油の種別の税抜き卸売価格ですね。これで一体日本はなぜこんなに、安いほどのいのかもしませんが、諸外国に比べて安いのか。

○政府委員(大慈彌・夏久君) 日本の油の価格体系でございますが、製品につきましては確かに日本は諸外国に比べてだいぶ安くなっております。特に安いのが目立ちますのは軽質分といいますか、ガソリンから灯油、その辺が外国に比べて非常に安い。それから重質分の重油等はわりあいに接近しておる状況でございます。もちろん相手の国をとりますと相当な差があるところござりますが、一般的な傾向としてはそういうことだと思います。これは日本の国内における需給の形態というのが、軽質分の油の需要と重質とを比較いたしますと、外国と異なるという点もあると思います。それから全般的にいいまして、非常な販売部門における過当競争といいうものが行なわれまして、過去数年比べますと、三十五、六年ころからずっと下回つて価格の下落を続けてきた、こういうふうな状況も重なつてていると思われます。

鉱について非常に冷淡とは言いませんが、あるいはもう掘つてみてもしようがないと言われるかもしれません。そういう面が非常に薄いんじゃないかなと思つたのですが、その点はどうですか。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 国内の原油の生産は、全体の比率からいえば確かに少ないわけでござりますが、地域經濟といいますか、地方の經濟に対する貢献の度合い、それからあるいは外貨の節約、それから探鉱技術、その他技術の温存といいますかあるいは前進といいますか、将来海外に出て行く場合の技術を養う、そういういろいろな意義を有しておりますので、そういう考え方を頭に置いてございます。四十年度の補助金等につきましても、できるだけの努力をいたしました。昨年より大幅に増額をした、こういう状況にございました。

○中田吉雄君 あまり時間がありませんので、私は総合エネルギー調査会ができたとすれば、一つの問題になるんじやないかと思って、官房調査課なり鉱山局にたいへんな作業をしていただきまして、昭和二十年からのエネルギー関係の財政投融資等の調べをしてもらつたわけであります。それから國税が成立して以来の、國税をはじめ一切油に関する、たしか昭和二十八年からだと思うのですが、石油諸税を一切調べ上げてもらつたわけであります。それと電力なり石油、天然ガス、石炭、都市ガスタンカーというような、エネルギーに対する昭和二十年から四十年までの利子補給なり補助金なり財投なり、一切調べ上げてもらつたわけですが、これから石油に関する諸税を、たしか関税ができるのは二十八年からだと思うのですが、それから今日までの全部を調べ上げて集計してもらつたわけですが、この中から一体どのような教訓をくみ取られますか。どこでつくつてもらつたんですか、鉱山局長のところでしたか、ひとつ所見をお伺いしたい。私の考えはまた申し上げます。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 石油に関係します諸税の徴収額でございますが、三十年から三十九

年まで、いろいろの計算をいたしますと、一兆二千六百億、一兆をオーバーしている状況だと思います。それに対しまして、石油のタンカーは一応除きまして、石油産業に対する補助金、それから投融資、そういうのを全部こみにしますと、五百億をちょっと割っているぐらいだと思います。絶対数を比較いたしますと、これはもう非常な差があるわけでございます。ですが、税金のほうは揮発油税等は道路のほうに引き当てになつております。それでは目的税となつて、目的として徴収をされているというような事情をございますし、それから関税のほうも石炭の需要開拓等のために還付をされると、まあいろいろ使われておるわけでございまして、そういう目的がないといふことになりますと、あれほどの徴収は行なわれなかつたであろうということは言えるかと思いますが、いずれにしましても、その数字を比較いたしますと、相当大きな差があるといふことは事実でございます。もちろん最近でございますが、実情に合つた範囲内といいますのは、たとえば海外の開発につきましては、本年は昨年の二億に比べまして七億を石油資源開発株式会社を通じて出資の形で海外の開発に使う。それから精製業にはほとんど出てなかつたわけでございますが、石油の共販会社といふことで四十億引き当てをすると、そういうことでできるだけの増額というか強化はやつております。今後も実情に合つた範囲ではやつていきたいということを考えております。

○中田吉雄君 石油諸税の現状及び税収額について

てといふのは、局長はいま一兆幾らと言われました

が、私の秘書がこれを合計したのでは二兆九百三十五億になるんです。そして、あるいはこれ

はきよう通らぬかもしませんが、プロパンに対

する税金を七億八千八百万加えますと、たしか

二兆以上になると思うんですが、たとえば昭和四

十年度、だけでも四千四百二十七億、三十九年でも

三千八百二十五億、三十八年で三千六十三億とい

うふうになって、もうこの二年、三年で一兆幾ら

でしょ。そうすると、その数字はたしか違つと思ふんです。

○政府委員(大慈彌嘉久君) 先ほど申し上げました数字は、三十年から三十八年までの合計にいたしました、三十九年、四十年が見込みの数字でございましたので、三十八年で切りまして一兆二千億と申し上げたわけでございますが、三十九年と四十年を見込みで入れますと、先生のおっしゃるように、相当終わりのほうがしり上がりになつておりますから、非常にふえると思います。

○中田吉雄君 大体見込みよりか実際の徴収額は多いわけですからね。あとにかく石油関係の諸税が一兆円ある、ということが私はまず一つ問題だと思うのです。それから、これもまた国会の立法調査局に頼んだが、とてもできぬといふので、官房調査課ですか。に頼んで、エネルギー関係の財政投融資調べをやつてもらつたわけなんです。ところが、そうしますと、とにかく電気については財政投融資が四百五十八億八千八百万円といふよくな

とでは、私は非常に問題があると思うのです。こ

れが、もういたいへんな作業をお願いしましたのは、や

り、どうか知りませんが、か

なり出でおりますが、石油精製にたつた初めて四

十億、たしか帝石のところのためには二十二億で

すか、それに比べると、石油及び天然ガスに対しま

しては補助金が昭和二十年からたつた十五億円、

財投が四百五十八億八千八百万円といふよくな

どでは、私は非常に問題があると思うのです。こ

れが、もういたいへんな作業をお願いしましたのは、や

り、どうか知りませんが、か

なり出でおりますが、石油精製にたつた初めて四

十億、たしか帝石のところのためには二十二億で

すか、それに比べると、石油及び天然ガスに対しま

しては補助金が昭和二十年からたつた十五億円、

財投が四百五十八億八千八百万円といふよくな

○政府委員(大慈彌嘉久君) 事務的には、やはり問題点を慎重に一つずつぶしていきたいといふうに私は考えております。単に予算をとるための機構である、あるいはそういう機構をつくることによりまして、原油の引き取りが非常に円滑になるというようなことかどうか、それから特定の油だけ引き取るということが可能かどうか、いろいろ事務的には問題があろうかと思います。現在鋭意そういう点を詰めておりますので、いずれにしましても、来年度の新政策のときまでには態度をきめたいというふうに考えております。

○中田吉雄君 あんまり長く質問しても、同僚議員に迷惑しますが、最後に、私はやはりこの石油

でもさきに申された九億ドルもこれはまた飛躍的に伸びている。電力、石炭、原子力といふような基

幹産業ともいべきものについては、やはり研究所があつてしかるべきじやないか。私は実はかな

りこの問題については、あるいは通産省よりよく調べているかも知れませんが、思い切った私は研

究所をつくるべきじやないかという考え方を持つん

ですが、いかがでしようか。

○政府委員(熊谷典文君) 研究所の問題につきま

しては、現在民間にも多少そういう研究所がござ

ります。政府としても多少のこととはやつておるわ

けであります。御指摘のように、今後エネルギー

政策を、特に安定的なエネルギー政策といふもの

を確立いたしましたには、やはりそういう研究

所といふものが大事になつてくることは、私ども

も痛感いたしております。ただ行政機構といつし

ましては、なかなか御承知のように一つの研究所

をつくります場合は、ほかの研究所をどうする

かといふ行政簡素化の面からいろいろな問題があるわけでございます。したがいまして、私ども

の考え方としては、そういう問題まで含めてこの

調査会で十分御討議を願つて、前向きな姿勢でこ

れに取り組んでまいりたい、かよろに考へる次第

でございます。

○中田吉雄君 私は、やはりひとつ、当局でない

んだから一委員として、たとえイギリスの燃料

研究所は一九五九年の六月にウォレン・スプリン

グ研究所に発展的な解消をしましたが、ここでは

下請取引の概要および下請代金支払遅延等防止法

の施行状況」というパンフレットをもつてお

ります。そして広範多岐な研究をしています。一

三千四百ボンド三百四十万円のサラリーであり、

副所長は二百六十六万円の所員といふようなことで、

なかなか膨大な燃料研究所を持つているわけであ

ります。そして広範多岐な研究をしています。一

番大きなのは、私は調査ではケルン大学のエネル

ギー経済研究所で、これはもういろんな可能性を

出して政策は一切勧告しない。そしてそれはいろ

んな可能性を調査して、あとは連邦議会と政府に

その採択をまかせるとかいうふうにやつていますが、

たいへんな機構であります。そういうのがたく

さん、たとえばフランスのごときは、フランス石

油研究所のごときは一年間に六十億円の研究費を

出しているわけであります。エニーのごときは石

油の経済及び技術の研究等をやって、確實ではな

いんですが、二十億円ぐらいの金を使っておる。

あるいは炭化水素学園といふようなものをつくっ

て、日本からも三人の人が勉強に留学していると

いうようなことで、やはり今後エネルギーの総合

的な核心に触れた政策をやりますためには——鉱

山局長は来年はまたかわられる。また、次々にみ

んなが次官コースで行つてしまふといふようなこ

とでは、これはとてもほんとうの政策が打ち出し

にくいくらい思ひますので、私はやはり石油、電力、

石炭、原子力等を含んで、経済、技術、広範なや

はり基幹産業に対するエネルギーの研究所といふ

ものがぜひとも必要ではないか。そのとともにひと

つ総合エネルギー調査会で討議していくだくこと

を希望して、私の質問はやめます。

○委員長(豊田雅季君) 他に御発言もなければ、

本案の質疑は一応この程度にとどめます。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のお

りの方は順次御発言願います。

○向井長年君 公取委員会から、「最近における

下請取引の概要および下請代金支払遅延等防止法

の施行状況」というパンフレットをもつてお

ります。これに對する調査報告が出ておるのか出で

おらないのか、出ておればどういふ事情であるの

か、この二点、先に補足並びに御報告いただきた

い。

○政府委員(渡邊喜久造君) 最初に第一のほうの

御質問について概況をお話し申し上げます。

公取では特に係官を派遣して調査されたと思うの

です。これに對する調査報告が出ておるのか出で

おらないのか、出ておればどういふ事情であるの

か、この二点、先に補足並びに御報告いただきた

い。

○政府委員(渡邊喜久造君) 御質問について概況をお話し申し上げます。

公取委員会が毎年実施しておる親事業者に

対する調査の結果をまとめて御配付申し上げたの

がそこの資料でござります。これによりますと、

下請代金の支払い状況は、一部には好転のきざし

を示しているのもあります。幾つかの業種、特

に輸送用機械器具製造業、それから精密機械器具

製造業及び非鉄金属製造業においては、遺憾なが

らかえって悪化の傾向が見られまして、全般的に

はほぼ横ばいの状態であります。

また、支払い額の中で手形が占める比率は依然

として高く、三十九年十月において四九%といふ

数字を示しております。それから長期サイトの手

形を交付している親事業者もあまり減少していな

い。すなわち当委員会が三十九年一月から十月に

かけまして四回にわたつて調査した結果により、

もう少し詳しく見てまいりますと、三十九年十月

における下請代金のいわゆる滞留月数とわれわれ

が呼んでおりますものは、製造業平均で〇・九八

カ月で、三十九年四月の一・一二カ月と比べます

とやや減つておる、横ばいよりはちょっとといふ

程度ですが、支払い額の中で手形払いの占め

比率は、三十九年十月には四九%、三十九年四

月には六四%、七月には五三%、この辺も若干減

少している。しかし、サイトについて見ますと、

通常百二十日以上の手形を振り出している親事業

者は、三十九年十月においては四割、しかし、三

十九年四月及び七月には五割七分、これが多少好

転しておるという面もござりますが、これは結局

常に取り上げておる対象が違つておりますので、

必ずしも全体的な傾向として、並列的に並べて改

善されておるといふふうなことには言いかねるよ

うな数字でござります。まあ全体として見まし

ては、そう悪くはなつておりますが、しかし部分

的に見ますと、かなりまだ遅延のはなはだしいも

のがあるというのが従来までの状況であります。

したがいまして公取としましては、この辺につい

てはさらに一そな努力をしなければならぬとい

うふうなことを考えております。

それからもう一つ、先般の山特の倒産について、

研究所に发展的な解消をしましたが、ここでは

職員の数が三百十七名おつて、そして研究所長は

三千四百ボンド三百四十万円のサラリーであり、

副所長は二百六十六万円の所員といふようなことで、

なかなか膨大な燃料研究所を持つているわけであ

ります。そして広範多岐な研究をしています。一

番大きなのは、私は調査ではケルン大学のエネル

ギー経済研究所で、これはもういろんな可能性を

出して政策は一切勧告しない。そしてそれはいろ

んな可能性を調査して、あとは連邦議会と政府に

その採択をまかせるとかいうふうにやつていますが、

たいへんな機構であります。そういうのがたく

さん、たとえばフランスのごときは、フランス石

油研究所のごときは一年間に六十億円の研究費を

出しているわけであります。エニーのごときは石

油の経済及び技術の研究等をやって、確實ではな

いんですが、二十億円ぐらいの金を使つておる。

あるいは炭化水素学園といふようなものをつくっ

て、日本からも三人の人が勉強に留学していると

いうようなことで、やはり今後エネルギーの総合

的な核心に触れた政策をやりますためには——鉱

山局長は来年はまたかわられる。また、次々にみ

んなが次官コースで行つてしまふといふようなこ

とでは、これはとてもほんとうの政策が打ち出し

にくいくらい思ひますので、私はやはり石油、電力、

石炭、原子力等を含んで、経済、技術、広範なや

はり基幹産業に対するエネルギーの研究所といふ

ものがぜひとも必要ではないか。そのとともにひと

つ総合エネルギー調査会で討議していくだくこと

を希望して、私の質問はやめます。

○委員長(豊田雅季君) 他に御発言もなければ、

本案の質疑は一応この程度にとどめます。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のお

りの方は順次御発言願います。

○中田吉雄君 私は、やはりひとつ、当局でない

んだから一委員として、たとえイギリスの燃料

研究所は一九五九年の六月にウォレン・スプリン

グ研究所に発展的な解消をしましたが、ここでは

職員の数が三百十七名おつて、そして研究所長は

三千四百ボンド三百四十万円のサラリーであり、

副所長は二百六十六万円の所員といふようなことで、

なかなか膨大な燃料研究所を持つているわけであ

ります。そして広範多岐な研究をしています。一

番大きなのは、私は調査ではケルン大学のエネル

ギー経済研究所で、これはもういろんな可能性を

出して政策は一切勧告しない。そしてそれはいろ

んな可能性を調査して、あとは連邦議会と政府に

その採択をまかせるとかいうふうにやつていますが、

たいへんな機構であります。そういうのがたく

さん、たとえばフランスのごときは、フランス石

油研究所のごときは一年間に六十億円の研究費を

出しているわけであります。エニーのごときは石

油の経済及び技術の研究等をやって、確實ではな

いんですが、二十億円ぐらいの金を使つておる。

あるいは炭化水素学園といふようなものをつくっ

て、日本からも三人の人が勉強に留学していると

いうようなことで、やはり今後エネルギーの総合

的な核心に触れた政策をやりますためには——鉱

山局長は来年はまたかわられる。また、次々にみ

んなが次官コースで行つてしまふといふようなこ

とでは、これはとてもほんとうの政策が打ち出し

にくいくらい思ひますので、私はやはり石油、電力、

石炭、原子力等を含んで、経済、技術、広範なや

はり基幹産業に対するエネルギーの研究所といふ

ものがぜひとも必要ではないか。そのとともにひと

つ総合エネルギー調査会で討議していくだくこと

を希望して、私の質問はやめます。

○委員長(豊田雅季君) 他に御発言もなければ、

本案の質疑は一応この程度にとどめます。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のお

りの方は順次御発言願います。

○中田吉雄君 私は、やはりひとつ、当局でない

んだから一委員として、たとえイギリスの燃料

研究所は一九五九年の六月にウォレン・スプリン

グ研究所に発展的な解消をしましたが、ここでは

職員の数が三百十七名おつて、そして研究所長は

三千四百ボンド三百四十万円のサラリーであり、

副所長は二百六十六万円の所員といふようなことで、

なかなか膨大な燃料研究所を持つているわけであ

ります。そして広範多岐な研究をしています。一

番大きなのは、私は調査ではケルン大学のエネル

ギー経済研究所で、これはもういろんな可能性を

出して政策は一切勧告しない。そしてそれはいろ

んな可能性を調査して、あとは連邦議会と政府に

その採択をまかせるとかいうふうにやつていますが、

たいへんな機構であります。そういうのがたく

さん、たとえばフランスのごときは、フランス石

油研究所のごときは一年間に六十億円の研究費を

出しているわけであります。エニーのごときは石

油の経済及び技術の研究等をやって、確實ではな

いんですが、二十億円ぐらいの金を使つておる。

あるいは炭化水素学園といふようなものをつくっ

て、日本からも三人の人が勉強に留学していると

いうようなことで、やはり今後エネルギーの総合

的な核心に触れた政策をやりますためには——鉱

山局長は来年はまたかわられる。また、次々にみ

んなが次官コースで行つてしまふといふようなこ

とでは、これはとてもほんとうの政策が打ち出し

にくいくらい思ひますので、私はやはり石油、電力、

石炭、原子力等を含んで、経済、技術、広範なや

はり基幹産業に対するエネルギーの研究所といふ

ものがぜひとも必要ではないか。そのとともにひと

つ総合エネルギー調査会で討議していくだくこと

を希望して、私の質問はやめます。

○委員長(豊田雅季君) 他に御発言もなければ、

本案の質疑は一応この程度にとどめます。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のお

りの方は順次御発言願います。

○中田吉雄君 私は、やはりひとつ、当局でない

んだから一委員として、たとえイギリスの燃料

研究所は一九五九年の六月にウォレン・スプリン

グ研究所に発展的な解消をしましたが、ここでは

職員の数が三百十七名おつて、そして研究所長は

ないだろかというような感じがしますと、やはりかなり支払は遅延という状況があつたのですから、それについても非常に遺憾に思つております。それから、その六社について調べてみると、やはりかなり支払は遅延といふ状況があつたものですから、それについては、これの改善方を促すべく何回か一回は呼びまして、その後の状況を絶えず報告するようにと申入れをしておったのですが、それが必ずしも実行されない。それに対してわれわれのはうの督促もきわめて不十分なままに終つてゐますので、結局われわれとしましては、下請業者、それは下請法によって適用を受ける下請業者と、それ以外の下請業者も入るわけですが、そうした中 小企業者の債権については、特に特別な配慮を要望するという点を管財人及び裁判所のほうに申し入れましたが、同時に、今後の仕事のやり方としましては、やはり一番大事なのは、下請業者の懲といいますか、それをはつきりつかむということがまず大事である。つかんだ上で、そこにおける滞留月数あるいは手形の関係をはつきりさせまして、同時に、とかく書面だけでやつておりますと、向こうのほうで回答も出ないままで、だらだらそのままになつてしまつていて、どうような事態も相当ありますので、どこまでもそれは終局まで始末をつけさせるという意味において、今後も勧告を行なうが、同時にその後の状況の推移を監視するといったよな点において、もう少しきめのこまかいい監督をしていかなければならぬじゃないか。こういう点を山陽特殊鋼の過失にて、いまお手元にお配りしました書類の中までは、いまお手元にお配りしました書類の中一応御説明申し上げてあるわけでござります。

態である。部分的には悪化のところもある。こういうことなんですが、これは実際問題として今までの改正法案も一歩前進の方向はとつておるけれども、しかしながら下請代金法では、どうしてもやはり事実上処理のできない状態があるのじゃないかと思うのです。たとえばその下請業者のいわゆる力関係なんですね。いわゆるばらばらである。力関係が。これに対するやはり今後下請のいわゆる団結権というか、あるいは団体交渉権といいますかね、こういうことをやはり十分付与しなければ、どうしても問題点が残るであろうということ、それから特に親会社との関係で、少なくともいわゆる恒常に発生されておる場合と、あるいは一部が発注されて、他になにを求めなければならぬとか、こういう弱さ等も持っているので、これに対する義務づけの問題とか、こういう問題、あるいは紛争の処理機構の問題、こういう問題は、これは今後も十分ひとつ考えていかなければならぬ問題じゃないかと思うのですが、公取委員長はどう考えられますか。

自体をわれわれはやはり十分認識してからなければならぬ、こういうふうに思つております。で、われわれのほうへいろいろ親会社の支払い状況が非常に悪いから改善方を調べてくれといふうな申し出がある場合もあります。いや、もう私のところははつきり名前を言つてもいいからといふ場合もありますが、これはおそらくその親事業者とは場合によつては縁を切つてもいいといふくらいの場合で、きわめてまれなケースだと思います。通常はやはり私のところの名前を出してもらつては困るということで、こういふものにつきましては、われわれのほうとしても相当神経を使いまして、そうした報告があつたからすぐに親事業者を調べに行つたということよりも、毎年三回ほどに分けて定期調査をしておりますが、その最近時ににおける定期調査の中に入れまして、まあ申告があつたから調べたといふかつこりをあまり表に出さないで、定期調査の機会につかまえたといふうなことでやるほうがどうもよさそうだ、それでないと、親事業者としてはちょっとたちの悪いのが出てきて、どんがものを申したといふうなことを言つているような例もあつたよう思います。そういうふうなことで考えております。しかし、われわれのほうの力だけでは、お話をのようになかなか十分行き届きません。そこでわれわれのほうとしましては、もう一つのあれとしましては、協力団体といいますか、現在約十六のいろいろなそれがぞれ鉄物関係だのいろいろな関係の大好きな組合連合会のようなものをお願いしまして、そらしてそちらのほうから、まあ下請業者直接でなくして、そちらを通してわれわれのほうへいろいろ情報を流してもらひ。今度の予算におきましても、また、協力員といふ制度をつくりまして、これもそんな団体とか、商工会議所とか、いろいろなほうのところの職員の方に協力員をお願いすることになると思います。そういったアンテナを通していろいろな事案をつかみたい。こういうふうに考えておられます。しかし、もちろん一応われわれのほうで

現在取り締まりを重点を置いていますのは、下請問題全体、特にいま向井委員のおっしゃった広範な問題になりますと、これは單に公正取引委員会の所轄の外に出る問題がかなりあるのじゃないかと思います。そういった問題につきましては、通産省、特に中小企業庁のほうがこういった問題のやはり中心になりまして、もう少し真剣に取つ組んでいく必要があるのではないか。われわれとしては、そういうた意味で通産省と協力し、われわれのはうの直接の権限といいますか、責任に属する分については、われわれのはうが大いに推進していく。同時にそれと随伴しながらいろいろ考えていかなければならぬ問題については、中小企業庁のほうに問題をわれわれのはうからも提起する。この問題については、中小企業の審議会の中に下請関係の特に部会もできておりますので、今度の改正法についてその部会の中間報告を中心にして改正案出したわけですが、その部分などにも、やはり一つはわれわれのはうの直接の責任の範囲といいますか、権限の範囲といいますか、同時にそれに随伴しての問題といいう問題提起に少なくともわれわれのはうとしてもしたい、こういうふうに考えております。

るつもりなのか、答弁願いたいと思います。

○政府委員(中野正一君) いま公取の委員長からも御答弁がありましたとおりでございまして、下請企業の健全な発展をはかるためには、そういう面で取り締まり体制を強化していくことがどうしても必要でございます。まずわれわれのほうとしては、公取の陣容をもう少ししっかり陣容をふやしてもらつて、そうして手足をもう少し充実させていただいて、取り締まりを十分にやっていただきたい。また中小企業庁自身も、御承認のように、昨年から全国で約八千の工場につきまして、これは簡単な書面調査でございますが、主として支払い状況を中心として書面調査をやって、そうしてそのうちで法律違反の疑いの濃いものについて、それをさらに責任者を呼び出して、その地方の通産局で調べる、あるいはなかなか改善の道の簡単に見出だせないものについては、立ち入り検査をする。さらに法律違反の疑いの相当濃いものについては、公正取引委員会に審査を請求するというような体制を、公取とも連絡をとりまして体制をつくってまいりました。ところが、これも非常に既存の通産局の陣容を動員してやつておりますて、これがなかなかうまくまいりません。それでも最近は非常に各通産局とも、ない陣容の中からこの立ち入り検査のほうへ相当陣容を向けております。しかしこれもぜひ定員をふやしていただきたいということを、今年度要求したのであります。一般的行政職員については、一切増員を認めないという内閣の大方針に従つて、公正取引委員会はいま法案を出しておりますが、これは特別の機関でございますので認められたのであります。そんなことでございまして、できるだけ通産局の現在の陣容の中でできるだけ取り締まり体制をやつしていく、こういうふうに考えております。しかし、それとあわせて積極的な育成策も必要でありますし、一応いま向井先生から御指摘ありましたような問題以外に、一応われわれは第一が業種別の下請関係の協議会等をつくりま

して、そうして下請企業の近代化を推進するというようなことで、自動車関係については御承知かと思ひますが、非常に順調に、いま自動車産業と部品工業、これについては取りきめがうまくいっております。ほかのおもな業種につきましても、そういうような形で親企業と今度は下請企業といふものが業種別に一つの協議会的なものをつくつて、役所も中へ入つてこれの近代化を促進してまいりたい。それからできれば合理的な根拠に基づく標準的な約款を具体的につくるというふうなことにまで進めたいということを考えております。それから次は、これもいま御指摘がありましたが、下請協同組合といふようなものができているところと見ていいところがありますが、全国相当あります。これが非常に弱体なものと、それから相当強力なものとございます。しかし山陽特殊製鋼の場合も、ごらんになりましたならばわざかりますように、下請の組合がないために、たとえば商工中金あたりからすぐ融資を受けられないとか、それから親企業のほうと交渉する場合にも、なかなかそれがうまくいかない、あるいは山陽特殊製鋼だけにたよつておったのでは、もう仕事は減つておりますからだめなんで、ほかに受注先を転換せねばいかぬといふような場合には、役所なり県なりが、いま非常にあつせんに乗り出しておりますが、やはり組合等でやつたほうがうまくいくというようなことをございまして、下請協同組合を積極的につくらしてその組織化を推進しよう、こういうこともやっております。

それから、その際に、ちょっと御指摘があつたと思ひますが、現在の組合法で団体協約制度といふものがあるわけでございますが、なかなかこれが十分活用されておりませんので、こういふものも活用するよう指導してまいりたい、これが第二番目でございます。

それから第三番目は、下請企業に対する資金繰りの円滑化を促進する、これは当然のことですがあります。

これは從來下請企業について、親との関連において集団診断というものを相当力を入れて御承知のようやつておりますが、診断等を通じて下請関係を近代化させる、このときに必要があれば、技術的な指導といふようなこともあります。それからさらに、先ほどもちょっと触れます。次に、五番目には、下請企業の団地造成というようなことも、積極的にいま指導してやつております。下請工業の技術向上のための指導、それからその次に、下請あっせん事業をひとつもう少し推進しようということで、これは御承知のように、ことし全国で二ヵ所も予算を取りまして、そろして現在名古屋に財團法人名古屋下請企業振興協会というものが五月十四日に、これは知事が会長になられまして、すでに財團法人として県が出資をして、これに国と県が補助金を出すという形で、下請あっせん機関をつくりたいという予算がありまして、大阪でもすでに四月に財團法人大阪下請企業振興協会といふものができております。これはまだ発足したばかりでありますので、これから仕事を始めるわけでございますが、地元でも非常に御熱心で、ほかの地方でもつくらしてくれといふ話がございますが、こういうものを積極的に今後育てていきたい、こういうふなことを考えておりまして、ただ先ほど御指摘のありました団体協約制度の活用あるいは団体交渉、あるいはそれが親企業とうまくいかなかつた場合の第三者的な調整機関といいますか、こういふものまで必要なのかどうか、そういう点も今後の下請委員会、例の中小企業政策審議会の中にできておりますので、そういうところで十分検討していきたいたい、これは希望条件をつけておきます。

不可能なものであるのか。特に下請代金の大部分は、下請はこれはもう実際問題としては加工賃が多いわけです。考え方によるならば労働賃金なんですよ、いえ。そういうものが、いわゆるさきの山特に見られたように会社更生法を適用されるならば、一応たな上げられる、下請のほうでは、これに対しては大きな損失をこうむる、こういう状態になつておるが、労働者の賃金は、大企業の諸君は優先してくれる、いわゆる親会社は。しかし下請の場合はこれは優先しない、こういう状態は非常に不合理じゃないか、この点立法上措置できないものか、お聞きしたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) その下請代金の、いよいよ話になりましたような特殊な事情にかんがみまして、現在の下請法といふのは一応できておなり、それがいわば解釈的にあいまいな点もありますので、今度の立法においてそれをはつきりさせ、同時に大いにそれを促進していくこうという意味で、今度の改正案は、もちろんこれで十分だというつもりはありませんが、とりあえずのまず措置として今度の改正案は出ていると思います。いまお話しになつております点は、どちらかといえば会社更生法が適用された後において、下請代金といふものの扱いをどう考へていくべきかという問題に、ちょっとお話を踏み入つているように思います。この点につきましては、私は下請代金の性格から見まして、これをどう扱うかという点についての評価、取り扱いといふものは、これはいろいろな考え方があるり得るんじゃないかな。ただ遺憾ながら、現在の会社更生法におきましては、お話しのようすに、直接雇用の労賃については特殊な扱いをしておりますが、下請の代金になりますと、通常の商社からの品物の買い入れとか、代金と同じようなものに扱われていて。あるいは銀行の場合も、担保を取つていて。まあ山陽の場合においても、あの担保の取り方は、はたして認められるかどうか疑問ですが、一応商社の債権などについては、更生法申請直前に担保を取つた、むしろそのほうが担保債権なるがゆえに優先しているというふう

適用される前の状況でござりますと、結局下請法によりまして納入後六十日以内に払えとか、それも原則は現金、それから手形で払う場合におきましても、六十日以内に割り引き得る状態のものでなければいかぬという、こういった意味におきまして、いわばかなり下請代金については優先性を守えている。それを実行しなければ、われわれのはうでもつて親会社に対し勧告をするとか、いろいろなことをやっておりますので、更生法、破産法などの適用前の状態におきましては、かなり私はこの法律でわれわれのはうの監視の目がいきまじきさえすれば、相当改善がされ得るのじやないか、ないし優先的な扱いができる、こういうふうに思います。それで山陽の場合に問題になつてしまひましたのは、そんなことが改善されない間に更生法の適用があつた、破産法の場合も同じようないくつかの問題が出てくると思いますが、特に会社更生法の適用がある、そうしますと、私のほうでもつて早く払えとか何とか言つておりましたところで、一応それの処分が賄りますと、更生法自体が優先しまして、更生法の条文によつて全部が動かされしていく、こういふわけなものと思ひます。ただ現行の更生法におきましては、先日来いろいろ議論がありますように、どうも下請といふものについての保護のしかたといいますか、あるいはそれに対する弁済の順位、優先性というものが少し配慮があまりいき渡つていらないじゃないか、こういったような御批判があるわけですし、われわれ自身も同じような気持ちを多分に持つておるわけでござります。したがいまして、そういう意味におきまして会社更生法を将来どういうふうに改正していくかという課題はあるわけですが、これは直接的な責任者としては、法務省の問題になると思いますし、われわれのほうとしましても、いろいろな意見はその際に言うつもりでございますが、どういうふうな順位、あるいはどういうふうな優先性を与えると、他の債権者との間のバランスがとり得るかといったようなことが最後のきめ手になると思います。現行の法律は、先ほど言いました

ましたように、直接雇用の労賃、というものについて、相手に優先性を与えておる、あるいは担保債権については、相手に優先性を与えておる、しかし下請代金のようなものになりますと、普通の商社の納入代金と、それも無担保の納入代金と同じような扱いにしておるという点で、もう少し下請代金といふものの性格、特殊性といふものを配慮する必要があるのじやないだろうか、こういう問題は、当然私は会社更生法の再検討の機会において配慮されるべき問題の一つだというふうに考えております。

○向井長年君 ことしの予算委員会の場合に、特に山特の問題が起きて、会社更生法が適用されたことによっての下請の損害という問題から、現在の会社更生法は非常に不備があるということです。早期にこれは改正しなければならぬということです。各大臣、特に大蔵大臣をはじめ各大臣に質問したところが、そのとおりである、早期これは検討して改正を要すると思うということを明確にされたわけなんですね。これに対しても公取委員長は、いまそろいうことを言われておりますが、改正に対しても先ほどからいろいろな問題点があるが、これについてどういう方向で下請等の優遇あるいは優先するための改正が必要であると思うのですか、具体的にどういうところをどうしたらいいと思うか、ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(渡邊喜久造君) 会社更生法につきましては、私直接の責任者でもございませんし、また会社更生法も一般的知識以上には、会社更生法のこまかい内容について専門的な知識を持つておるわけでございませんので、どの条文をどうという技術的なこまかい点についてまでここでお答えするだけの準備を持っておりませんが、下請代金といふもののが、特に下請法によって支払い遅延防止とかいろいろな意味で保護されているゆえんのは、いま向井委員のおっしゃったような意味において、下請代金の持つ特殊な性格といふものがやはりあるがゆえであるということは、当然言えると思います。したがいまして、そういうたよ

うな意味におきまして、会社更生法の場合におきましても、たとえば直接雇用の労賃を優先的に扱っているゆえんのものは、その直接雇用の労賃というものの特殊性を考えてああいうふうな扱いをしているわけなんですから、それと全然性質が同じと言わないまでも、かなり似た側面を持つているという点を、現在の更生法としては全然取り上げていないわけです。したがって、その面をやはり考慮したところで、どういうバランスをとるべきか、そういう位置づけを考えいく。現状はあまりにそれを無視し過ぎている。どの程度の範囲においてそれを優先順位をつけていくかといろ点については、これはいろいろな角度から問題はあるうと思いますが、少なくとも現状のままでは、これはあまりにひどいじゃないかということは言えるのじやないかというふうに思つております。

○鈴木一弘君 今度の法改正で「親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず」ということに変わつてしまひましたので、受領した日から計算を始める、起算する、支払い期日六十日を計算するということになつたわけです。この辺是非常にいいと思うのですけれども、受け取つていながら受け取つていないとして、たとえば自分の会社でない倉庫に預けておくとか、自分の会社であつても、門外のところに倉庫をつくつておいて、そこへ預けさしておいて、期日を実質上延期させることいふことは、これは親会社としてはでできるわけです。そういうふうな心配の点はお考えになられたですか。

形態のものが予想はされておりますが、まだ具体的な事例として、われわれあまりはつきりしたものを幾つも持つておりますので、今度の機会におきましては、そこに問題点があるという点は、よくわれわれも認識しておりますが、それをどういふかつこうにおいて、どういう場合においてはそれをつかまえるか、どういう場合においてそれを是認されるか。これはまあ考え方によりましては、たとえば下請業者のところへ品物を置いておくといふような場合も、まあ似たり寄つたりの場合があるわけでございます。今度の場合におきまして、下請の注文書については、いろいろな事態を書かせることになつておりますし、従来の記載事項よりいろいろふえてまいつておるわけですが、そんなことをあわせ考えながら、いまの実態をもう少し突つ込んで調べていかないと、その上でそこに大きな弊害を見出すような事例があれば、それ自体としてつかまえることを考えていく。今回の改正におきましては、遺憾ながらそれまでの実態調査が、把握がまだ十分でござりませんでしたので、そういう点についての問題があるのじゃないかといふ点は、われわれもいろいろ聞かされました。それに対する解決策を見出すまでにはまだまづおりませんので、ちょっとと問題をあとに回したということが現状であります。

と、運送業者に預けるとか、あるいはいま話のあつたような別の倉庫をつくるとかいうことはいずれ出てくる。今度の改正のよろにトンネル会社の問題がひとつ出ておりまして、それと同じようなトンネル倉庫というとおかしいですけれども、そういう扱いで少なくとも会社の範囲の力の及ぶといいますか、そういう点までは規制をしたほうがあよかつたのじやないかという感じを受けるわけです。現在のところは、こういふような倉庫をつくっている、こういふ実態はあまり多くない。だから、今回は延ばしたのだ、そういうのか、それともまだそういうふうなトンネルというとおかしいのですが、同族の倉庫会社といふものについて規制をするといっても、こちらの及ぶ範囲でないからといって研究課題からははずしていったのか、その辺のところをお伺いします。

が、債権者差押の場合には、それは親事業者の責任じゃないかということとも考えられますし、まあ物理的にそうした構内倉庫だけをつかまえるのか、あるいは運送業者の倉庫までそれを入れるのかと、いった意味のそらしたつかまえ方をするのがいいのか、あるいは納期ならば納期に納める意思があるのに受け取らなかつたら、それはもう受け取つたものとみなして、当然これは民法においても債権者差押の問題はあるのですから、そういうたよろな把握のしかたでもって六十日の始期を計算するやつをしたほうがいいのか、まあいろいろな考え方があるわけでござりますので、いまお考えになりましたような問題があることは、少なくとも起り得ることは、われわれも認識しておりますが、いろいろな形態が、どんな形態があるかといふことが一つと、どういうかつこうにおいてそれを抑えるのか、あまり変な抜け穴を、そこまで抑えるのならこの次はこの抜け穴を考えるといったような意味の姿ではなしに押え得るか、こういったよろな問題が、研究の課題としてわれわれのはうとしてはもう少しあきらめましたので、いまの問題は、今回の改正の中に法案をつくりたい、こういうよろな事情がございましたので、いまの問題は、今後の改正の中にまあ入らなかつたという事情であることを御了承願いたいと思います。

○鈴木一弘君 それから今度は検査の問題に因して伺いたいのですが、確かに好況期には同じゲージでもかなり甘い範囲内で通過をさせていく。ところが不況時になつてくると、検査ゲージのほうがきつくなつてくる。実際に下請のほうにいつているゲージには当てはまつているのに不良品として扱われていく。こういうよろなことが出てくるわけで、そうなりますと、ここのように代金の支払期日といふものは、「検査をするかどうかを問わず」ということをうたわれておつても、実際問題として検査がきびしくなつて、通過したもののは非常に量が少なくなつてくるといふことになるわけです。その辺のところを……。

○政府委員（渡邊喜久造君） いす御指摘になります  
したような問題は、これは四条に「親事業者の遵守事項」というのが現在の法律ですであります  
が、まあ大体この下請法自体が、中心は代金の支払遅延防止ですが、それ以外に親事業者がその優越した地位を利用してしまして、いろいろ下請に無理を持つていくということはしてはいかぬという点があるわけとして、たとえばその四号になりますと、四条の四号ですが、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」、要するに、当然みな注文の規格に合っている。それを親事業者のほうでもつてもつとシビアーなことを言つて、そしてけちをつけて引き取らせるといったような問題になりますと、実はこういった問題にひつかかるわけとして、こういった事案につきましても、過去において幾つかわれわれのほうで問題として取り上げた事例がござります。したがいまして、一つにおきましては、注文書のほうでもつてやはりあらかじめ、下請なら下請のほうで負うべき責任といいますか、果たすべきものはまずはつきりとしていく。同時に、その責任を果たせば、それ以上親事業者が要求すれば、その正当な理由がないのに無理を言ったことになるということで全体を処理していくべきではないか、かように考えております。

○鈴木一弘君 いまの問題なんですかけれども、実際問題として、私自身経験してきているんですけど、好況期において生産が間に合わないというようなときには、検査範囲を多少越えていても、言いかえれば不良品になるんでしょけれども、それで通すわけです。それに合わせたよなかつこうのゲージに片方はつくつてくるわけですよ。ところが不況になつてくると、それが図面どおりであるかという非常にきびしいところへ入つてくる。そうすると、いままで通つていた製品が、検査を通過したものが通らなくなつてくる。それが從前は、図面どおりといふことになれば、規格どおりといふことになれば、はねられる品物が通つてい

○政府委員(渡邉喜久造君) いまの問題になりますと、かなり法適用の上から言いますとデリケートな問題になつてくると思います。要するに、一定の仕様を渡しておいて、そしてこの仕様どおりつくれ、ところが、要するに品物がないといいますか、セーラース・マークettのような場合においては、仕様に多少違反していたものも、親企業としてはまあ目をつぶって受け取つた。それが今まで度はバイヤーのほうが強くなれば、仕様どおりでなければ受け取らないとか、こういうことになるんですが、仕様違反であるということになれば、受け取らないということを言われても、これはもともとの契約がそういう問題だから、法律的にどこまで詰められるかという点は、かなりむずかしい問題だと思います。ただ、少なくともこういうことは言えると思いますが、仕様なら仕様においてどこまでやかましく書いていたか、これはわからりませんが、一つの商習慣的に許容されていたものが、急にバイヤーのほうの、買い手のほうの都合で従来の商習慣を無視したようななかつこになつてきたということになれば、これはやはり、こうした正当の理由なくして、ということになると思います。ただ、はつきり仕様と違うような品物であつたのに従来は受け取つて、もう受け取らないぞと言ふられたやつを、それをたんに悪いことだと言ふるかどうか、これはかなり具体的な事例に当たつてみませんと、その辺の差別はなかなかむずかしいんじゃないかというふうに思います。もちろん、仕様どおりにつくつたものを、さらにこまかいことを言ってけちをつけたといふやつは、これはこの法律の禁止事項に当たることになつてくるんじゃないのか。実際はそういうことが行なわれていたわけです。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、私のほうからあちよつと質問しますが、割り引き困難と認める手形を規制するというのが、今度の改正の一番大きなポイントだと思うのですが、割り引き困難と認める認定基準というか、目安というか、それはどんなふうに考えておられますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 割り引きが困難であるというのは、これは当該下請業者が割り引きができないと、不可能であるというのに比べると、もう少し範囲は広いと思うのです。もう少し広範に、いわばわれわれのほうの勧告に入ってきます。割り引き不可能といいますまで追い詰めなくても、普通の場合においては割り引きができない、むずかしいと言えども、もう要するにこの違反事項に入ってくるということがあつて、一つのあれでございます。その割り引きの困難な状況がはたしてあるかないかという問題につきましては、結局これはもう御承知だと思いますが、手形が割り引けるか割り引けないかという問題は、一つは手形の振り出し人といいますか、この場合でいえば大体は親事業者でございますが、親事業者の信用とその下請業者の信用、この二つが重なり、それに手形サイトが重なつてできてくるわけですが、結局同じ親事業者の手形でありましても、甲の下請の場合にはそれが割り引ける、乙の下請の場合には割り引けないといふようなことが、これもないではないと思います。そういうような場合におきましても、乙のほうでは割り引けないというとき、甲のほうで割り引けるのだから、おまえのほうもこれでもいいのだというふうな考え方でなくて、乙が具体的に割り引けない、割り引きが困難であるということならば、われわれとしてはこの条項に違反するものとして取り上げる、こういうふうに考えております。したがつて、最終的には、きわめて具体的に把握すべき問題と思っております。ただ、一般的にわれわれのほうとしましては、取り締まりに当たつていくわけですから、何かやはり一応の目安はつ

かし現在かなり伸びているものは少なくとも百二十日までによう、そういうたよな形におきまして、大体いろいろな業態によつて相当のデータも出ておりますから、中小企業庁ともよく打ち合はせまして、まあお互に取り締まりの歩調はやはり一つにしたほうがいいと思いますので、そういうのをつくつてわれわれのほうの基準だといふことを周知させるような方途を講じていきたい。かように考えております。

ところによつて中小企業庁とも相談の結果、一応  
の取り締まり基準だといふものを、これはまあ法  
案の採決後でもいいのですから、この委員会に配  
られるようすに極力努力をしてもらいたいと思いま  
す。それと同時に、世間に對しても、それによつ  
て今後いかに運用していくかといふことについて  
の見解を表明することに努力してもらいたいとい  
ふことを要望しておきます。

りの最低基準割制といふものが必要になると思います。当然公定単位の単価といふものをきめて、原価といふものを出してやらなければならぬと思いませんが、それによつて生産費とそれから所得を保障してあげる、再生産ができるようにしてあげなければならぬわけです。そういう保障が全然されていないわけです。そういう最低基準割制といふようなものの考え方については、どういうふうに中小企業庁の担当としては考えておられますか。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘になつた点は、これもなかなか親と子の間の経済関係でござりますので、これを一律に最低単価といふようなことをきめるということ、業種によつて、これは可能なようなものもあるかと思います。現在一応いま進行中なのは、先ほど申し上げました自動車関係について、これはその前提として規格の統一の問題とか、いろいろございますが、できるだけまだ合理化が行なわれる前に、親のほうから、頭から単価を切り下げていくようなことが

従来行なわれまして、そのためには、かえつて部品工場あるいは下請産業、自動車関係、これを弱体化するところいう事態になつております。そのことは、ようやく最近業界においてもこれは結局対外的に自動車産業として競争するために、親子との関係をどう持つていつたらいいのか、こういう大きな問題でありますので、業界で話し合つて最低加工賃制というような形を、すぐそれといわけではありませんが、支払いの条件等を含めてそういう話し合いを進めていこう、だんだんそういう形に持つていかなければならぬと思います。さあたりは、下請の協同組合等がござりますので、そういうところで親と協同組合といふようなものを中心にしていろいろ話し合いをしていくといふような形を通産省なり、中小企業庁としても指導していくとか、合理的ないわゆる近代的な形に一歩々々近づいていく努力を続けていただきたいと思います。

○鈴木一弘君 いまのそういう努力を積み重ねていくということはよくわかるのですが、一番大事

なことは、いわゆる生産質とそれから下請企業を自体の所得補償、その両方というものを補償するような価格になつてこなければならぬわけです。ただ親会社のほうから、このくらいの品質はこのくらいの程度でということ、工程だけを見ても規格だけを統一して、こことこはこういう工程で何分間規格で、こういうところをいまのようだんだんと低いことで植段がきめられるべきものでないと思う。その辺のところをいまのようだんだんと最低価格といふか、統一価格というものをつくつていこうという考え方があるからには、そういう再生産できるだけの所得といふものを補償してやらなければ、生産補償をして、再生産のできるようにしていかなければならない。そういうよろな考え方はどうなんですか。そういうように向かおうとする姿勢は……。

理的なその加工費の算定方式、これは相当作業が標準化され、そしてその時間当たりの単位コストといふようなものがだんだん各業界によつてては平準化されていくわけでありますから、そういう過程においてわれわれとしても業界の間に入つて、そういう近代化ということについて、われわれとしては努力していく、そういう形でやはりいわゆる先生の言われる最低加工費制度といふようにわかれなんなつていくのじやないかというようになつては見ております。

